

令和5年度事業計画

公益社団法人千葉県浄化槽検査センターは、千葉県における浄化槽指定検査機関として浄化槽法定検査の実施について重い使命と役割を担っています。

平成29年度からは一般財団法人千葉県環境財団も浄化槽指定検査機関として指定され、二つの指定検査機関で千葉県の法定検査を実施しており、徐々に受検率の改善は見受けられますが、都道府県別の法定検査受検率の状況の中では、継続して最下位レベルで推移しており、なお一層の検査体制の充実・強化を目指す必要があります。

令和5年度は、浄化槽指定検査機関としての指定の中間年にあたり、当年度の事業実績は令和7年度以降も引き続き浄化槽指定検査機関の指定を受けるための重要な評価要素となることから、浄化槽指定検査機関の現在の指定にあたり、県に提示した検査事業計画の確実な達成を図っていくことが必要となります。

このようなことから、令和5年度においては、法定検査の実施にあたり、より一層の努力を積極的に行ってまいります。

また、県、市町村及び関係団体との意見交換等を通じて連携強化を図り、千葉県環境財団と協力して千葉県の法定検査受検率のより一層の向上を目指していくとともに、検査センターとして検査の信頼性をより一層向上させるよう努めてまいります。

1 公益法人運営事業

定時総会、理事会及び業務執行役員による執行委員会を定期的開催するとともに、情報公開に努め、公益社団法人としての適正な法人運営を行います。

2 法定検査事業

(1) 法定検査の実施

県民の身近な水環境及び生活環境を保全し、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査を実施し、必要に応じて管理者等に対し改善するための助言を行います。

法定検査の実施状況については、浄化槽法及び浄化槽法定検査実施要領に基づいて、特定行政庁、県及び保健所設置市に対して毎月報告するとともに、緊急に改善を要する事例等については、速やかに関係行政機関に通知し、対応を協議します。

また、法定検査を実施していない浄化槽管理者に対しては、県及び保健所設置市並びに関係団体と連携して受検指導・受検案内を実施することに加え、検査センター独自の受検案内等を行い、浄化槽管理者への受検促進の強化を図って、検査基数の増加を目指

します。

令和5年度における法定検査の目標基数は、7条検査3,700基、11条検査60,050基（うち11条BOD検査23,140基）の合計63,750基とし、その達成を目指します。

令和5年度の法定検査実施目標

区 分	R05 目標	過去5年間の実績					
		R04	R03	R02	R01	H30	
7条検査	3,700	3,849	3,152	3,169	3,033	1,282	
11条検査	全項目	36,910	30,559	29,338	28,050	29,012	29,277
	BOD	23,140	17,757	17,094	17,124	15,519	17,693
	小 計	60,050	48,316	46,432	45,174	44,531	46,970
合 計	63,750	52,165	49,584	48,343	47,564	48,252	

(2) 検査体制の充実・強化

年間検査目標を達成するため、検査体制の充実・強化が必要であることから、さらなる検査基数の増加に向けた体制の整備や、検査員の欠員が生じた場合でも検査体制を損なわず事業を継続させる観点から、検査員の増員を図ります。

検査事業計画書においては、令和5年度は検査目標を達成するために必要な検査員の人数を25名と見込んでおり、現在の検査員資格者の在籍数は23名（うち内勤の検査員有資格者1名）であるので、必要な人数の確保を図ります。

検査員の増員に当たっては、現在在籍している検査補助員3名が令和5年度中に検査員資格を取得できる見込みであるほか、ハローワーク（公共職業安定所）への求人活動を引き続き実施するとともに、求人情報会社を活用した求人活動等を積極的に実施していきます。

また、効率的な検査業務を行うため、直行直帰検査の弾力な実施などの検査体制の充実を随時行ってまいります。

11条BOD検査については、現在は採水委託契約業者92社で嘱託採水員約400名ですが、検査目標を達成するため、嘱託採水員の増員と育成を図るための以下の取組や採水委託契約業者の増加を図る取組等を積極的に実施することにより、BOD検査の検査基数

の拡大に努めます。

- ①検査センターの要項で規定されている嘱託採水員となるための講習会の受講資格である「実務経験2年以上」の要件に関して、撤廃等制度の見直しについて県及び関係団体と協議しながら検討して、要件の緩和などを行うことにより、嘱託採水員の増員を図ります。
- ②嘱託採水員が受講する採水員講習会の内容について検討し、より充実、強化していくことにより、嘱託採水員の能力の向上を図ります。
- ③BOD 試料採水におけるクロスチェック等を実施することにより、嘱託採水員に委嘱して行う BOD 試料採水等業務の適正な実施を確保します。

併せて、BOD の自社分析については、BOD の分析に関する実務経験者を更に雇用し、検査センターにおいて BOD 分析の一部を自社実施する体制を強化します。

自社分析している直行直帰以外の検査員が実施した7条検査実施分の検体の分析に加え、直行直帰の検査員が実施した7条検査分の検体の分析について、回収方法等を検討し、自社分析件数の増加を目指します。

また、11条 BOD 検査における BOD の分析について、回収方法等を含め自社での分析を検討していきます。

また、法定検査手数料については、今後の物価の動向を勘案しながら、改定について慎重に検討していきます。

(3) 受検率向上の取組み

ア 行政等との連携した受検指導

県・市町村及び千葉県環境財団等の関係団体との密接な連携のもと、法定検査の周知・啓発、浄化槽管理者に対する指導、受検促進の取組みの強化を図ります。

7条検査については、これまで実施してきた、受検案内を送付する際に、県及び保健所設置市の公文書を同封して行ってきたことに加え、受検案内に回答のない浄化槽管理者への対応として、督促受検案内に県及び保健所設置市の公文書を同封して再送付することを、県及び保健所設置市と協議しながら導入に向けて検討を進めていきます。

11条検査については、通常受検案内や督促に加え、令和5年度に県が実施を予定している未受検浄化槽管理者への受検指導について、受検指導対象管理者の選定等

を県及び千葉県環境財団と協議し、県の指導文書とともに検査センターの受検案内の送付を行います。さらに、検査センターの自主事業として、3ヶ月経過して回答のない浄化槽管理者に対して、検査センターの督促受検案内に、県の督促指導文書を同封して再送付を行い、受検を促していきます。

また、通常の検査業務及び未受検浄化槽管理者への受検指導等を行うことにより得た情報を、県・保健所設置市及び千葉県環境財団と共有することで、県及び保健所設置市における浄化槽台帳の整備に協力し、実際に浄化槽を使用・管理される浄化槽管理者の把握や、浄化槽の使用状況の確認に努めることで受検率の向上を目指します。

イ 「登記情報提供サービス」を活用した受検申込みの促進

法務省の外郭団体が運営する「登記情報提供サービス」を利用して、建売住宅等における売却後の浄化槽所有者（浄化槽管理者）が確認できない物件や、設置場所住所の住居表示の確認できない物件について、新設浄化槽の所有者及び住所等の確認を行い、当該サービスを利用して得た情報を基に受検案内を送付することにより、7条検査の受検申込みの増加を図ります。

また、既存浄化槽において、浄化槽所有者（浄化槽管理者）が確認できない物件等についても「登記情報提供サービス」を利用して得た情報を基に受検案内を送付することにより、11条検査の受検申込みの増加を図ります。

ウ 一括契約制度の促進・継続契約の導入に向けた検討

平成 25 年度から導入した保守点検、清掃業務と法定検査を一括して契約する「一括契約制度」は 11 条検査の受検依頼獲得に有効であることから、県、保健所設置市、千葉県環境財団及び千葉県環境保全センターと連携して、11 条 BOD 検査採水員講習会や浄化槽管理士研修などの、保守点検業者を対象とした各種講習会等において、契約促進についてさらなる協力を依頼し、一括契約のより一層の促進をいたします。

「継続契約」は、検査実施時期に対応して自動的に受ける検査を行う手法として有意義であることから、県及び千葉県環境財団と協議しながら導入に向けて検討を進めていきます。

エ 受検手続のデジタル化に向けた検討

法定検査の申込から受検までの段取りについて、申込、浄化槽管理者からの検査希

望日の予約、日程確認等を、浄化槽管理者の電子媒体（スマートフォン等）で取り扱
いができるよう検討していきます。加えて、検査結果書、検査手数料の請求書等の電
子化（ペーパーレス化）及び手数料支払いの電子決済化について検討していきます。
このことにより、受検手続きの利便性の向上により、受検申込の増加を図ります。

（４）指定検査機関としての信頼性の確保

内部監査体制の確立と検査員の精度管理を強化し、職員の資質向上のための研修
（全国浄化槽研究集会等の知識・技術の研修や検査センターのコンプライアンス研修等）
を実施するとともに、「浄化槽法定検査実施要領」等の検査関係の諸規程に基づき検査
業務を実施することで検査の質の向上等を図り、信頼性を確保してまいります。

3 啓発・情報提供事業

エコメッセ等の環境保全行事が開催される場合には、関係団体などと連携を取りつつ、
積極的に参加してまいります。

また、ホームページを活用して浄化槽の適正管理の重要性と合併処理浄化槽への転換
促進などについての情報を引き続き発信していくとともに、県が啓発リーフレット等を作
成する際の原案協力や、上記２（３）アに既述のとおり、浄化槽管理者へ送付する受検案
内等への同封などを行い、意識啓発の取組を実施いたします。

4 浄化槽に関する基本情報整備・運用事業

行政機関（千葉県水質保全課、地域振興事務所 10 か所）、千葉県環境財団との連携によ
り、浄化槽管理データを共有化し、水環境の保全のために有効活用を図ってまいります。

また、浄化槽法では、県及び保健所設置市に対して浄化槽台帳の作成が義務付けられて
いることから、千葉県全体の浄化槽管理データ（約 548,000 基）の照合作業・整備作業に
協力し、県内の浄化槽設置状況の実態把握に努めます。